

令和3年度 介護職員処遇改善加算の支給方法について

令和3年3月24日
(福)桜井の里福祉会
専務理事 佐々木 勝則

標記の件について、以下の通り、予定しておりますので通知します。

1. 支給要件及び金額

1) 一般・専任・エルダー職員として勤務する介護職員(兼務含む)

① 介護職員手当として、月々10,000円を支給

2) パートタイム職員で、勤務実績が月80時間以上の職員

① 介護職員手当として、5,000円を支給

3) 職務上の身分が、上記1)、2)両方に勤務実績がある場合、各々の支給方法で

算出した金額を加算する

4) 加算対象外の事業所に勤務する職員へは、法人の負担により上記と同額を支給する

2. 注意点

1) 昨年同様に、介護職員処遇改善加算の原資と支給額は、加算額や介護職員の人数によって

変動する。また、今まで法人が独自に賃金改善を行ってきたものも充当できるため、

昨年同様の支給額とする。その上で、加算額が上記支給総額を上回った場合は、追加で

支給するものとする